

保険コラム

～保険のプロがお届け～



相続対策はどのくらいの資産があれば必要になるのか？②

今回は前回の続きになります。

相続税が発生しそうな家庭でも、最も問題になるのは“納税資金の不足”です。

実際、相続税そのものより、この納税資金不足が原因で“家を売らざるを得ない”ケースが非常に多いです。

3. 納税資金が用意できないご家庭

納税資金不足が起きやすいケース

(1) 不動産が資産の大半を占めている

典型例自宅：7,000万円、預貯金：300万円

評価額では自宅が4,000万円とカウントされ、基礎控除を超えて税金が発生します。

しかし現金が少ないため“税金が払えない”

この場合、自宅を売却して納税するか銀行借入（延納）を検討するしかありません。

(2) 地方に土地を複数所有している

地方の土地は 買い手がつきにくく、売却に時間がかかるのが特徴です。

相続開始から10ヶ月以内に納税が必要であるため、間に合わず延滞税が発生することも考えられます。

(3) 収益不動産を持っているが現金化しづらい

家賃収入はあっても、物件を売るには時間がかかり納税期限に間に合わない。

特に築古のアパートは市場価値が低く、評価額だけ高い場合があります。

■ 納税資金不足になるとどうなるか

- 自宅を売却（住み続けられない）
- 不動産を急ぎ売りし、安く買い叩かれる
- 相続人が借金して納税・延滞税や利子税の発生

■ 納税資金対策として効果の高い方法

- 生前に一部資産を現金化しておく・不動産を処分しやすい形に組み替える
- 贈与で資産を分散しておく・生命保険で納税資金を準備する
- 家族信託で管理しやすい体制を作る

・このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

ブルデンシャル生命保険株式会社 首都圏第五支社

ライフプランナー ファイナンシャルプランナー 安藤彰浩

東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山7F(総合受付5F)

TEL : 03-6890-1900 携帯番号 : 090-8554-7520